

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 8 月 8 日（火）第3338号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査 (統計課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第859号

鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条の規定により，同条に規定する知事が告示する統計調査を次のとおり定め，平成29年8月8日から施行する。

平成29年 8 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調査の名称及び目的

(1) 調査の名称

鹿児島県商品流通調査

(2) 調査の目的

鹿児島県における製造業の商品流通状況を把握し，鹿児島県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

鹿児島県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業のうち，経済産業省が指定した調査品目（以下単に「調査品目」という。）を生産している事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

事業所の所在地及び名称並びに調査品目の自工場生産額，自工場生産額のうち自工場消費額，輸出向け出荷額及び国内向け出荷額並びに国内向け出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比

(2) 基準となる期間

平成27年1月1日から同年12月31日まで

4 報告を求める者

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から，調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ，県内シェアの約92%をカバーするよう選定した事業所

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 4に掲げる者の調査票による自計報告の方法によって行う。

なお，調査票の配布及び収集は，郵便による。

(2) 調査票の形式については，知事が別に定める。

6 報告を求める期間

平成29年9月1日から同月29日まで